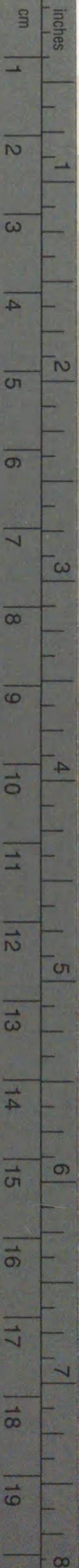


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

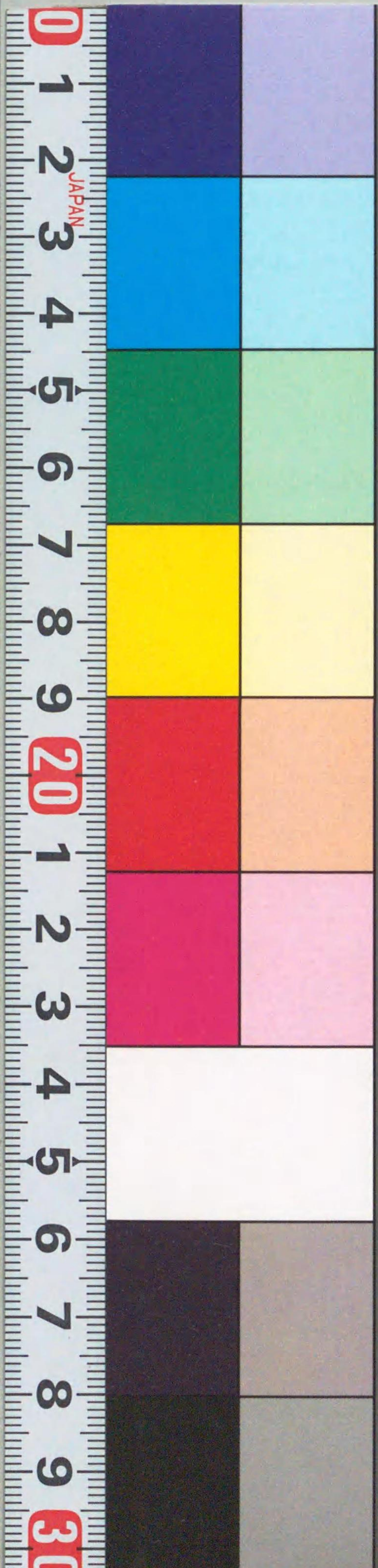
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



Y994-J8474

Y994-J8474



1200801587942

昭和十四年三月

(代謄寫)

間伐法大要

大分縣



↑
間伐の長く行はれたヒノキ林



←
間伐の長く行はれたアカマツ林B種第三回間伐施行並枝打施行後



↑
稍強度の枝打施行後
スギ

Y994

J8474



I種
W



1200801587942

間伐法大要

間伐ノ意義ト目的

山地ニ同時ニ植栽シタ苗木デアツテモ、成長スルニツレテ、次第ニ其等ニ大小、優劣ノ差ガ出來ル。優レタモノハ愈々旺盛ニ、上層ヘ伸び、枝ヲ張ツテ、自然周圍ノモノヲ壓倒スル傾向ガアルノニ反シ、劣ツタモノハ、益々其ノ壓迫、影響ヲ受ケテ、成長ガ減退シテユキ、遂ニハ枯死シテシマフ。此ノ現象ハ天然林、殊ニ松林等ニヨク見受ケラレルガ、然シ林木ニミ限ラレテ行ハレル事デハナク、農作物、例ヘバ畑ニ蒔イタ大根ニスラモ在ツテ、生物界ノ常トシテ、ツマリ相互ノ生存競争ガ烈シクナツタ結果ニ外ナラナイ。此ノ時ニ行フ「間引キ」ニ相當シタモノハ林業デ「間伐」デアアル。即チ間伐トハ、樹木間ノ無理ニ生育状態ヲ緩和シ、優勝劣敗ノ害ヲ除キ、林木全体ニユトリヲ持タセルヨウニ整理スルト共ニ、個々ノ樹木ニ生長ノ餘地ヲ與ヘ、存分ニ陽光ニ浴サセテ、生育力ヲ助長サセル爲ノ拔キ伐リデアアル。從テ、總體的ニ材積ノ増加ヲ圖ル可ク行フノデアアルカラ、本數ノ減少ハ固ヨリ問題外ノコトデアリ、此ノ間伐デ伐採サレタ材積スラモ、當然、將來ニ於ケル、殘存木ノ著シイ生長量ニ依ツテ補ハレルバカリカ、寧ロ、其レ以上ニ増加シテユクコトトナル譯デアアル。

林業ノ經營ハ木材ノ生産ヲ目的トスル。植栽スレバ、最後ノ伐採マデハ、間伐ハ勿論ノコト、下刈リ、枝打スラモ行ハナイ林地ヲ見受ケルガ、之ハ林業デアアルカラコソ、斯クモ、自然ノ儘ニ放置シテイルノデハ無カロウカ。捨テテ置イテモ、兎ニ角、樹木ハ生長シテユク。然シ此ノ様ナ粗放ナ經營デハ、其レ以上ニ肥大スル木デアリナガラ、手入ヲ怠ツテ居ル爲ニ、却ツテ劣悪ト低下セシメテイルノデハナカロウカ。林業モ他ノ生産經濟ト同様、最終ノ收穫ヲ最大ナラシメルコトニ於テハ、何等異ルトコロハナイノデアアル。

間伐ノ利益

間伐ヲ行ヘバ、如何ナル利益ガアルカ、ニ就テハ次ノ諸點ヲ列舉スル。

一、林木ノ生長ヲ促進シ、材質ヲ良好、向上セシメル。



周圍トノ激シイ生存競争ヲ和ゲ、殘存木ニ、充分ニ陽光ヲ與ヘルコトニナルカラ、自然ト生長力モ旺盛トナリ、高サ、太サヲ増加シ、年輪ハ均等ニ、順調ニ擴ガツテユクカラ、優良ナ材質ヲ作ルコトトナル。從テ其ノ販賣價格ニ於テモ當然昂上スル。

二、林地ノ保護力ヲ増シ、諸被害ニ對スル抵抗力ヲ強メル。

間伐施行後ハ、決シテ大小、不揃ヒノ林木トナルコトナク、全林略々同大ノ木ヲ、配置良ク生育サセルカラ、調和ノトレタ健全ナ林相ヲ呈シ、暴風、積雪、昆虫、病菌、或ハ山火等ノ諸被害ニ對シテ、抵抗力ガ非常ニ強クナル。ソシテ、林地ガ適度ニ疎開サレテイルカラ、林内ノ溫度、濕度ヲ調節シ、特ニ地表ノ落葉ヲ分解スル作用モ早く、益々地力ヲ増進サセテ、健全ナ林地トスル。

三、間伐材ノ利用ト收入關係

間伐ニ依ル收入ハ、材積ノ割ニ低額デアアル。然シ、伐期ノ高イ林業トシテハ、多少ナリトモ、早くカラ收入ヲ得ルトイフコトモ重要ナ問題デアアル。衰勢木、病害木、形質不良木等ノ、將來ノ收穫ニ有望ナラザルモノヲ、逐次伐採シテ、林地ノ整理ヲ行フノ第一目的トシ、金員收入ニ換ヘルトイフ點ハ、アクマデモ從的、第二義的ニ取扱ハネバナラヌ。收入ノ多額ナルコトヲ、初メカラ計畫シテ、行ツタ過度ノ間伐ハ、其ノ主旨ヲ誤ツタモ甚シク、又極力避クベキモノデアアル。

間伐ヲ行フベキ林地ノ觀察

間伐ヲ行フ頃ノ林相ハ如何ナル狀態ヲ呈シテイルカ、或ハドノ程度ニ伐採木ヲ撰定スレバヨイカ、等ヲ判定スルニハ、全林ニツイテ其ノ構成狀況ヲ觀察シ、生長ノ良否ヲ精査シテ、次ノ基礎的條件ヲ確立サセル。

一、間伐開始ノ年次ト其ノ林相

間伐ハ優勝劣敗ノ、極端ナ不調和ヲ避ケル爲ノモノデアアルカラ、林木相互間ニ、多少ノ競合ヒガ、見受ケラレル狀態ニ至ツタ林相デナケレバナラナイ。即チ、隣リ合フ木ノ枝ト枝トガ重ナリ合ツテ、其ノ下ニ洩レル光線ニ乏シク、一体ニ鬱閉シタ、薄暗イ感ヲ與ヘル林地デアアル。

植栽後、第一回目ノ間伐ナラバ、大体次ノ標準ガ示サレテイル。

す ぎ 十四、五年頃

ひ の き

十五、六年頃

まつ(あかまつくろまつ)

十二、三年頃

一町歩、三千本植栽地

生長ノ不良ナ林地、或ハ三千本植栽以下ノ粗植地等ハ、前記ノ年數ヨリハ、數年遅レテ間伐ヲ行フコトトナル。

第一回ノ間伐ノ時期ヲ逸シタ林地ハ、却テ容易ニ判別シ得ラレル。鬱閉ハ甚ダシクテ、衰勢木、枯損木ヲ生ジ、太サノ割合ニ伸ビノ良イ、樹幹ノ細長イモノトナリ、樹冠ガ壓セラレテ、一方ニノミ發達シタ、所謂、片枝ノモノガ多ク混合シテイル。

此處ニ注意スベキハ、鬱閉ノ程度デアアルガ、林内ハ相當暗イ感ヲ與ヘルニモ關ハラズ、實ハ未ダ枝ト枝トガ相接スル狀態ニ至ツテイナイ場合デアアル。此ノ例ハ粗植ノすぎ林等ニ有ルガ、勿論此ノ時ハ、間伐ヨリハ、枝打ヲ行フベキデアアツテ、鬱閉ノ觀察ガ誤ラレ易イコトノアルヲ附言スル。

口、間伐ノ程度

如何ナル木ヲ伐ルカ、如何ナル木ヲ如何ナル程度ニ殘スカノ撰定ハ、間伐ノ主眼デアリ、又林業ノ最モ困難ナ技術デアアル。其ノ方法ヲ解説スルニ先立ツテ、ソレニ使用サレテイル、樹型級(樹木ノ見掛ケノ姿)別ノ術語ヲ述ベル。

一、優 勢 木(支配木)。 林地ノ上層主要林冠ヲ形成シテイルモノ。

第一級木。 樹冠ガ隣接木ニ妨ゲラレルコトナク、完全ニ四方ニ發達シ、樹幹ノ形態ニモ故障ノナイ、完全ナモノ。

第二級木。 樹冠ガ隣接木ニ妨ゲラレ、生長ガ偏倚シテ、樹幹ノ形態ノ不良ナモノ。

い 樹冠ノ發達ガ過強デ、廣ク擴張スルカ、或ハ其ノ位置ガ甚ダシク上方ニアツテ、偏平ニ發達シテイルモノ。

ろ 樹冠ノ發達ガ過弱デ樹幹ガ甚ダシク細長イモノ。

は 隣接木ノ間ニ介在シテ、樹冠ガ側壓セラレテ、偏倚シテイルモノ。

に 樹幹不良デ、甚ダシク曲ツテイルモノ、又ハ分叉シテイルモノ。(二又木、其ノ他)

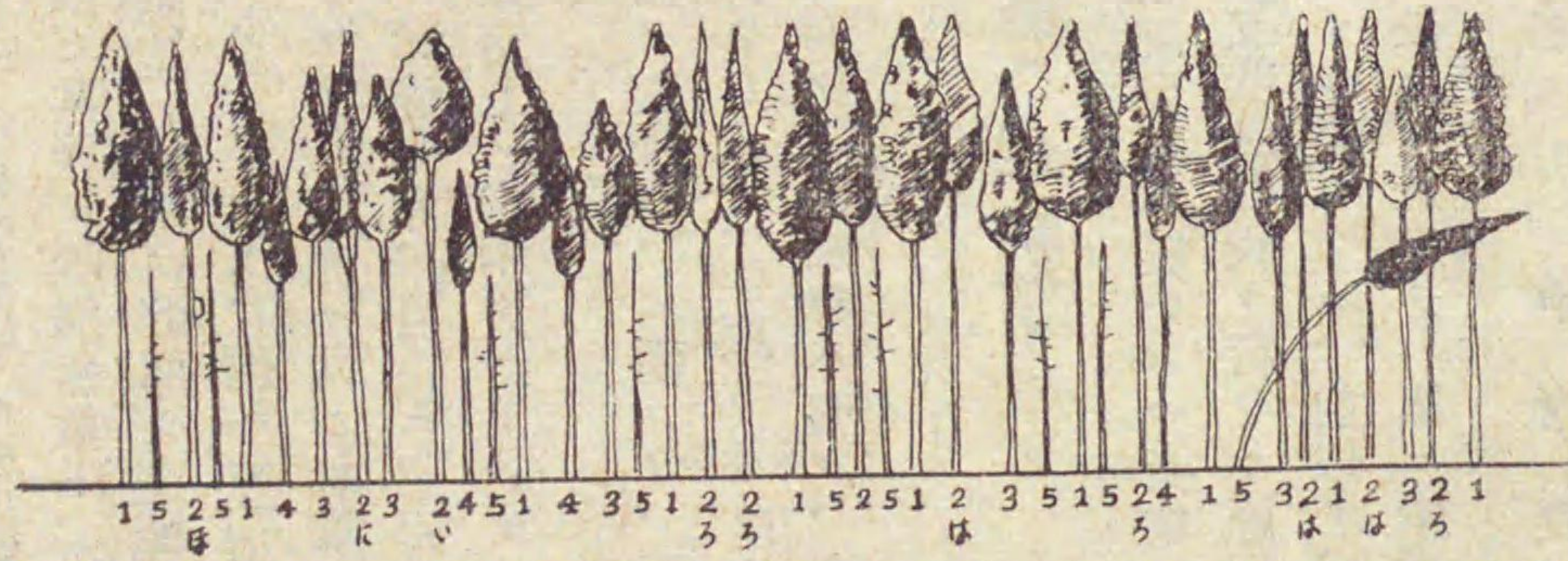
ほ 被害木、病菌木。

二、劣 勢 木(被支配木、被壓木)。 林地ノ下層林冠、即チ主要ナラザル林冠ヲ形成シテイルモノ。

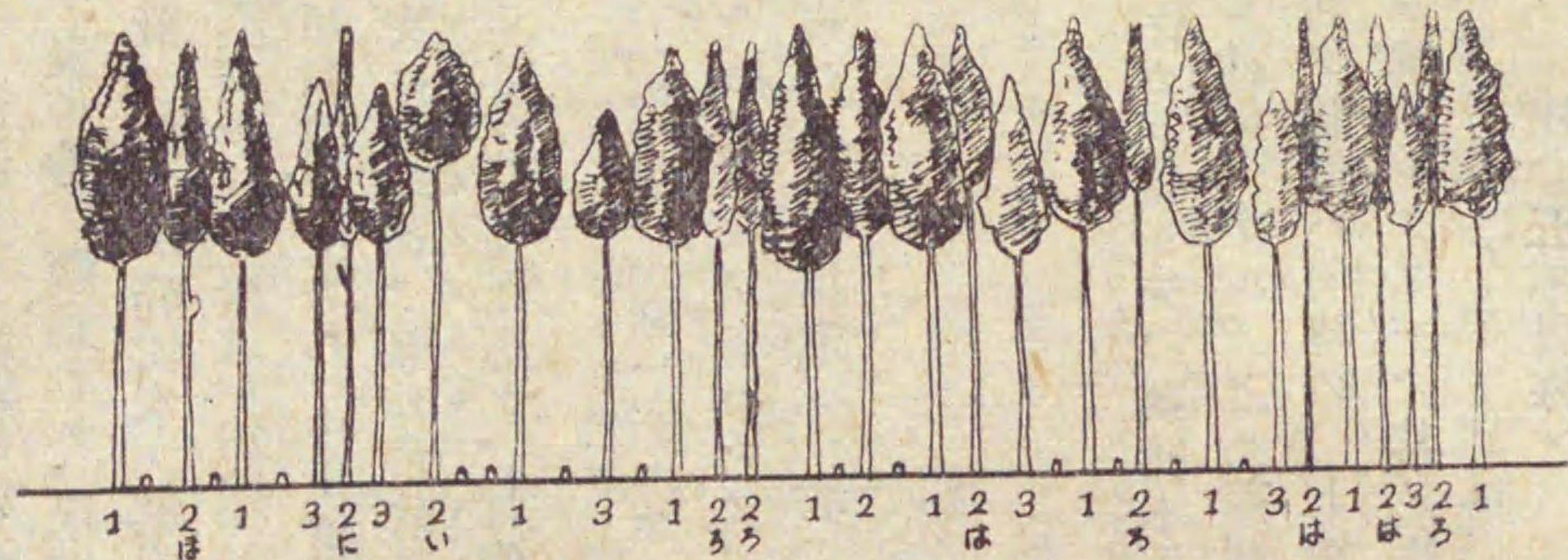
第三級木。 稍生長ガ遅レテイルガ、樹冠ハ未ダ他ヨリ被壓サレテキナイモノ。

間伐型式一覽圖

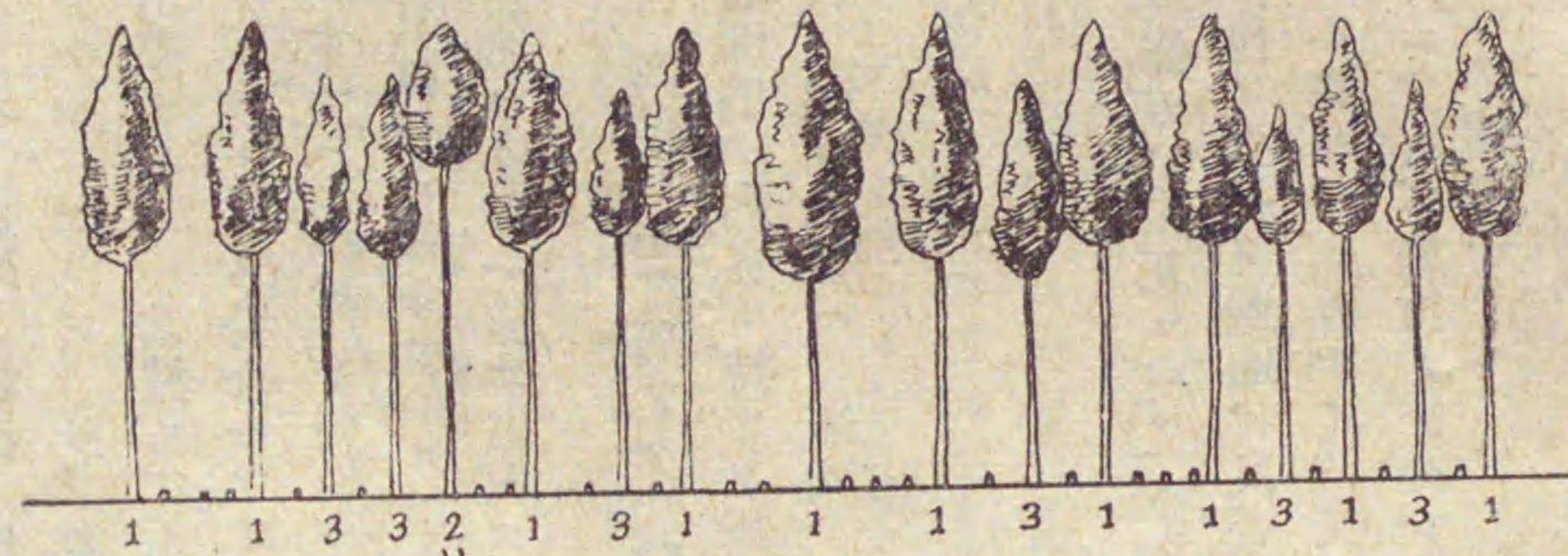
間伐施行前の林相



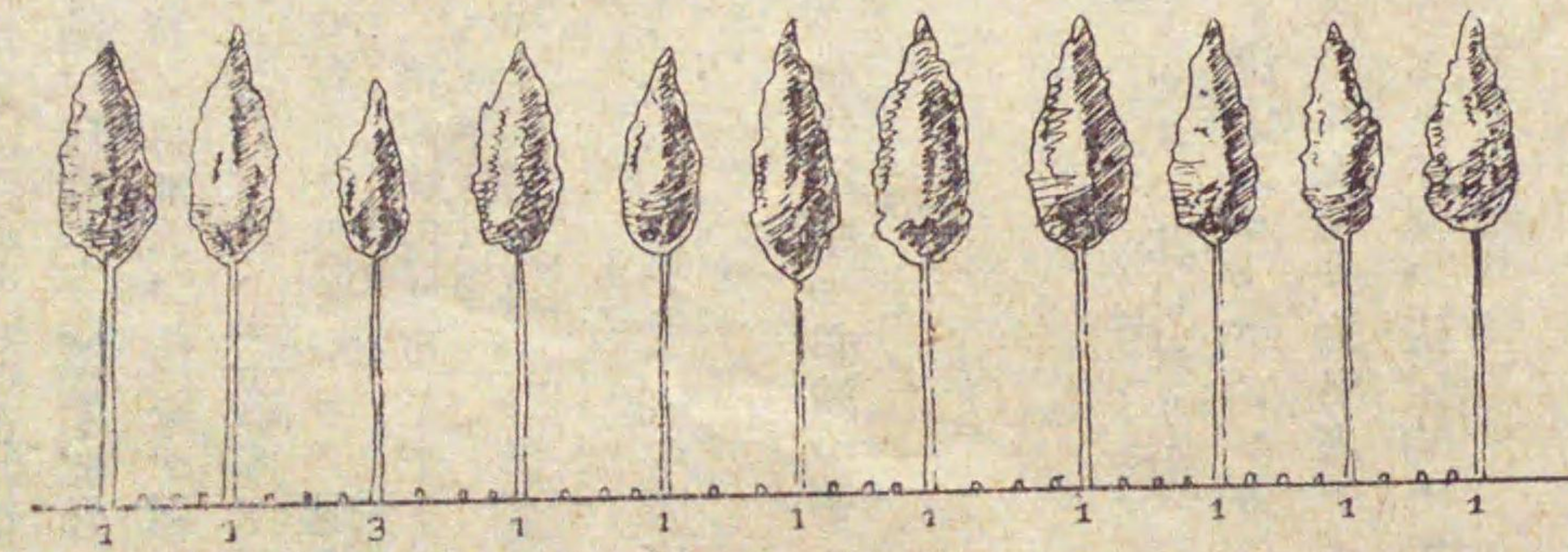
「弱度」の間伐を施行したる當時の林相



「中庸度」の間伐を施行したる當時の林相



「強度」の間伐を施行したる當時の林相



五

摘要 残存木の生長促進ニハ 効果ハナイ	3	2	1	残存木	弱
	ほ	に	は	ろ	い
摘要 生長促進上多少効果ハ あり、且調査方法モ實 際的に容易ナル	5 4			伐採木	度
	3 (大部)	(一部)は	2	残存木	中
摘要 材積生長ノ促進上、 多大ノ効果ハアルガ レ、確ナル技術者デナ ラケレバ、多少ノ危険 ヲ伴フ	5 4 3	(配置ニヨル)	(配置ニヨル)	伐採木	度
	3 (一部)	(一部)は	2	残存木	強
	5 4 3 (大部)	ほ	に	は	ろ
				伐採木	度

第四級木。被壓ノ状態ニアルガ、猶ホ生活ヲ續ケテキルモノ。
第五級木。枯衰、枯死木。倒木。
先ヅ、優勢木ト劣勢木トニ大別シ、更ニ第二級木ヲ細別シテ、い、ろ、は、に、ほ、ト區分シテアルノハ、此ノ第二級木ノ撰定、伐採ニハ特ニ深大ナル注意ヲ要スルカラデアアル。間伐ノ度合ハ、此等ノ各級毎ニ、伐採スベキモノ、残存スベキモノ等ヲ決定スルノデアツテ、實行ノ可能性アル、「弱度」、「中庸度」、「強度」ノ三方法ニ就テ記述スル。

四

以上ノ比較表ニ見ル通り、「弱度」ハ唯、被壓木、劣勢木ノ伐採ニ止ルガ、「中庸度」ハ、二級木、三級木ヲ主体トスル林地ニ適スルモノデアリ、「強度」ハ一級木ヲ殘存サセルノミデアルカラ、生長良好ナ、地位上等ノ林地ニ行フ可キモノデアル。依テ、「弱度」、「中庸度」、「強度」ノ何レノ度合デ、間伐ヲ實行スルカハ、現地ノ林況、即チ、植栽ノ樹種、前回間伐施行ノ回数、及び其後ノ經過年數ト、生育ノ良否等ヲ觀察シテ、決定シナケレバナラヌ。此ノ表ハ勿論、理論上ノ標準度合デアルカラ、實際ニ、林地ニ直面シタ場合、此ノ通りノ間伐木ノ選定ガ出來ナイノハ當然デアル。現實ノ林地ハ、決シテ單純ナ型ヲ示シテイナイカラ、例ヘバ「中庸度」デモ、一級木ヲ伐採シナケレバナラヌ場合モアルシ、「強度」デモ、二級木ヲ殘存セサルコトモアル。或ハ同シ林地デ、傾斜地ノ上方ハ「中庸度」デ、下方ハ「強度」デ行フコト等モ有リ、要スルニ、現地、現木ニ付キ、適宜ニ、自由ニ、臨機應變ニ處理シ、強ヒテ此ノ度合、區分ニ拘束サレルコトナク、撰定ヲ行フ可キデアアル。間伐ノ撰定上ノ根本方針トシテ、殘存木ノ樹冠配置ヲ、林内ニ粗密ナク、一様ニ占領スルヨウニ留意スルコトガ第一デアアル。

此ノ三種ノ度合ハ、名稱コソ、「弱」、「中庸」、「強」デハアルガ、内容ハ全然異ツタ性質ノモノデ、簡單ニ、「中庸度」ヲ強ク伐採スレバ、「強度」ノモノトナル種類ノモノデハナク、全然別個ノ内容ヲ持ツタ撰定法ナノデアアル。幼齡林ハ弱ク、壯齡林ハ強ク、老齡林ハ又弱ク撰定シ、第二回目ノ間伐以後ハ、漸次、其ノ本數伐採率モ亦減少サセテ行ク。

間伐ヲ繰返ス年數

前回ノ間伐後數年經テバ、次第ニ鬱閉ガ回復シテ、隣接木トノ枝條ガ、相互ニ交叉スル状態トナリ、其レヨリ尙二三年ヲ經テ、又次ノ間伐ヲ行フニ適當スル林相トナル。之ハ前回間伐後ノ生長ノ遲速、良否ニ依テ決定スルノデアアルカラ、此ノ繰返シ年數コソハ、前以テ、次回ノ間伐ハ何時頃、ト豫定スル譯ニハユカナイ。又豫定スルコトモ勿論出來ナイコトデアアル。故ニ、此處デハ單ニ參考的ニ掲ゲルノミデ、其ノ年度毎ニ、必ズ施行シナケレバナラヌトイフ、決定的年數デハナイ。

すぎ	中庸度	四、五年目毎
ひのき	中庸度	六、七年目毎
	中庸度	五、六年目毎



最初、二三次迄ハ、大体此ノ繰返シ年數デ進ミ、其レ以上ハ次第二年數ヲ長クシ、且、間伐度合モ、漸次弱クシテ、調節シナケレバナラヌ。

樹種ト間伐度合

總ジテ、陽樹(日蔭ノ生育ニ耐ヘナイモノ)ノあかまつ、くろまつ、すぎ等ハ、早期ヨリ稍強目ニ行ヒ、陰樹(日蔭ノ生育ニ耐ヘルモノ)ノひのき等ハ、其レヨリモ、幾分遅レテ、且、弱目ニ間伐ヲスレバ良イ結果ヲ得ラレル。

すぎ 地味ノ良否ニ對シテ、其ノ影響ガ可成リ著シク現ハレ、樹幹ニ大小ノ差ガ附キ易クテ、直徑ノ小ナルモノノミガ撰定伐採サレル、トイフ弊ニ傾キ易イカラ注意スベキデアアル。從テ、生長良好ナル林地ハ反對ニ、伐り足りナイトイフ場合ガ多イ。大体ニ於テ「中庸度」ガ適當トサレル。

ひのき 芯止リ木ヤ、振レ木、又木等ノ奇形木ガ多イカラ、外觀上ノ判定ヲ特ニ入念ニシナケレバナラヌ。往々、すぎト同様ニ取扱ハレテ居ルノヲ見ルガ、強ク疎開スレバ、横枝ガ急速ニ伸ビ、且、太枝トナリ、或ハかみきり等ノ被害ヲ根株部ニ蒙リ易イ。壯齡時代迄ハすぎヨリハ稍弱目ノ撰定ヲ爲シ、其ノ木ヲ伐採スルト、間隔ガ明キ過ギテ、大キナ孔ヲ作ルト言ツタ場合ニハ、寧ロ枝打ヲ行ヘバ、間伐同様ノ効果ヲ擧ゲルコトガアル。

まつ 陽樹デハアルガ、幼齡時代ヲ密ニ立テテ、幹ノ曲リ、或ハ太枝ノ生ズルノヲ防ギ、壯齡時代ハ中庸ニ、老齡時代ニハ疎開ヲ強クシテ、最後ノ肥大生長ヲ促進サセ、大徑級木ニ仕立テル。

間伐實行上注意スベキ事項

間伐調査ニハ、熟達シタ技術ト、豊富ナル經驗トヲ極度ニ要求シ、林業上、最モ重要、且至難ナモノデアアルガ、之ヲ充分ニ會得スルニハ、要スルニ、實地ニツキ、數々ノ場合ニ當ツテ、自己ノ体験ヲ積ムニ如クハナイ。

撰定、或ハ伐採ニ際シテ、極ク一般的ニ注意スベキ諸事項ヲ述ベル。

一、一般事項

初回間伐ノ時ハ、前以テ枝打ヲ行ヘバ、林内ニ入り易ク、且、樹形モ見透シガ効イテ、撰定ハ非常ニ能率的ニ進行スル。又伐採スルニモ功程ガ昂ルカラ、何レニシテモ得策デアアル。

二、選定

開始スルニ先立ツテ、全區域ヲ一應踏査シ、地況、林況、殊ニ林内ノ局部的變化等ニ就テモ、豫メ能ク知ツテ置キ、大体ノ方針ヲ定メテカラ、愈々撰定ニ取掛ル可キデアアル。現地ニ着クト、手近カナ處カラ、調査ヲ始メテ行ク等ノ不用意ハ、斷然避ケネバナラヌ。終了後モ、尙林内ヲ一巡シテ、必ず手直シヲ行フ程ノ、周到綿密ナ撰定ヲ行ヒ度イ。

三、撰定

撰定ニ際シテハ、冷靜ナ判斷力ヲ臨ミ、自己ノ林業技術ヲ充分ニ驅使シ、人夫ノ差出口ニ任セテ決定スルヨウナ、自信ノナイ態度デアツテハナラヌ。自分モ林内ノ木トナツタ積リデ、唯々愛林ノ一念ヲ、極度ニ發揚スルニ努メル。

四、全林ノ構成

全林ノ構成、調和ヲ破壞セヌコト。即チ無理ナ生態ヲ採ラヌ様、配置ヲ整ヘテ、林木相互ノ競争ヲ緩和シタ状態ニ導クノヲ主眼トスル。

五、撰定ノ進行方向

撰定ノ進行方向ハ、傾斜地ノ時ハ上方カラ、左右ヲ見ナガラ下向スル。平地ノ時ハ、太陽ヲ背ニシテ進メバ、林木ノ外形ハ一層明瞭、且、容易ニ觀察シ得ラレル。

六、林縁、或ハ林内ニ、局部的空地ノ有ル箇所附近

林縁、或ハ林内ニ、局部的空地ノ有ル箇所附近ノ二三列ハ、唯、四、五級ノ林木ヲ撰定スル範圍ニ止メ、努メテ、樹冠層ニ變化ヲ與ヘナイヨウニスル。斯クシテ、暴風ニ依ル倒木、或ハ林内ノ通風ガ過度ニナツテ、乾燥シ過ギル等ノ被害ヲ避ケル。

七、撰定上、即時ニ判斷ノ附カナイ時

撰定上、即時ニ判斷ノ附カナイ時ハ、ドノ木ヲ撰定、伐採スルカデナク、最後マデ殘存サセル木ハドレデアルカ、トイフ風ニ逆ニ考ヘルト、却ツテ判定ガ附キ易イ。

八、疲勞スルト撰定度合ガ弱クナツタリ

疲勞スルト撰定度合ガ弱クナツタリ、又人ニ依テハ、反對ニ強クナツタリスル傾向ガアルカラ、適當ニ休息ヲ取ルコトモ必ず必要デアアル。

九、伐倒

傾斜地ナラバ、上方ヨリ着手シ、且、稍端ヲ峯筋ニ向ケテ伐倒スル。谷側ヘ倒スト、懸リ木ヲ生ジ易ク、又前ニ倒レタ木ト重ナリ合ツテ、枝拂ヒ、皮剝ノ功程ガ甚ダシク低下スル。

十、すぎ、ひのき林ニ散在スル松ヲ伐採

すぎ、ひのき林ニ散在スル松ヲ伐採、除去スル場合ハ、先ヅ、枝ヲ出來ル限リ高ク伐リ拂ツテカラ伐倒スル。其ノ儘デアルト、擴ガツタ枝ノ爲ニ、倒レルト同時ニ、豫期シナイ附近ノ優良木ノ梢ヲ損傷セシメルコトガアル。

十一、伐採後ハ枝ヲ落シ、剝皮シテ、速カニ林外ニ搬出スル

伐採後ハ枝ヲ落シ、剝皮シテ、速カニ林外ニ搬出スル。遅レルト材質ヲ痛メルバカリデナク、時節ニ依テハ昆虫ガ寄生シ、間伐材ノミナラズ、附近ノ林木ニスラ、虫害ヲ誘導サセル恐レガアル。

十二、颱風、或ハ降雪ノ被害時期ヲ過ギテカラ

颱風、或ハ降雪ノ被害時期ヲ過ギテカラ、行フノガ最モ安全デアアル。理想的ニハ伐採後、間モナク生長ヲ開始スル、春季ガ最適デアアル。

結

ビ

我が國デ、從來「抜き伐り」、「まぎり」等ノ言葉デ、既ニ昔カラ行ハレテイタコトデ、間伐ソノモノハ決シテ新シイ技術デハナイ。「早クカラ、屢々、中庸ニ」トハ、間伐ノ主旨ヲ最モ簡略ニ言ヒ表ハシタ語句デアアル。間伐ハ、形質不良ノ木ヲ伐採スル、トイフヨリハ、最後ニ殘存サセル優良木ニ對シテ、妨害スルモノト認メラレルモノヲ除去シテ、其ノ生長ヲ助ケル、トイフ撫育法デアツテ、一定ノ期間内ニ、木材ノ最大ナル生産ヲ圖ル目的ニ外ナラナイ。

最近、木材ノ用途ハ益々擴張サレ、從來ノ素材トシテノ木材其ノ儘ノ利用、即チ、建築、家具材、電柱、橋梁材等ニ加ヘテ、化學的ニバルブ原料トシテ、即チ、製紙、人造纖維等ノ新方面ガ開拓サレタガ、之等ニハ却テ小經級木ガ適當トサレテイル爲ニ、間伐材ヲ以テ充當スルノガ、非常ニ有利デアルト認メラレルニ至ツタ。今迄ハ捨テ伐リデ、空シク林地ニ朽チ果テルカ、或ハ薪ニ利用サレルノガ精々デアツタ間伐材ガ、昨今デハ相當ノ價額ヲ以テ、バルブ資材、杭木トシテ賣買サレルノデアアルカラ、此レコソ、一石三鳥ノ効果ヲ發揮シテ、收入ヲ得ルト共ニ、林地ノ手入ガ出來、且、材ハ木材資源トシテノ才役目ヲ、立派ニ果ストイフコトニナル。市場ノ活況ニ惑ハサレテ、計畫ガ亂レ、一定期間以下デ、早期伐採ヲスルノハ、如何ニ莫大ナル損失デアアルカハ明瞭ナルコトデアラウ。今後ノ造林植栽ニハ地味ノ良好ナル、或ハ搬出ニ至便ナル土地ニハ、密植主義ヲ以テ經營スルノモ、亦時代ニ即シタ一集約林業トモ言ヒ得ルデアラウ。免マレ、我々ハ、現在ノ木材需給關係ノ圓滑ヲ期スルト共ニ、將來ノ木材生産量ニ對シテモ、低減スル憂ヒノナイ様、資源ノ培養ニ努メルコトハ、次ノ時代ニ對スル、我々ノ義務デアルト信ズル次第デアアル。

民有林間伐調査要綱

- 第一 森林ノ撫育並ニ木材ノ増産ヲ圖ル目的ヲ以テ、公有林、社寺有林及私有林ノ間伐ヲ獎勵セムガ爲メ、本要綱ノ定ムルトコロニ依リ間伐調査並實行ノ指導ヲ行フ。
- 第二 前項ノ調査並實行指導ハすぎ、ひのき、まつノ林齡十年以上ノ針葉樹林ニシテ、一團地一町歩以上ノ林地ニ付之ヲ行フ但シ縣ニ於テ不適當ト認ムル箇所ニツキテハ此ノ限りニアラズ。
- 第三 間伐調査ニ要スル人夫賃ハ森林所有者ノ負擔トス。但シ縣ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ其ノ二分ノ一以内ヲ負擔スルコトアルベシ。
- 第四 本要項ニ依リ間伐調査ヲ受ケムトスル森林所有者ハ、第一號様式ノ申請書ヲ其年度ノ二月末日迄ニ知事ニ提出スベシ。
- 第五 前項ノ申請書提出後事業着手前計畫ヲ變更セムトスルトキハ、其ノ旨知事ニ届出ヅベシ。
- 第六 間伐調査員ハ現地ニ付申請者立會ノ上之ヲ行フ。此ノ場合申請者ハ其ノ要求ヲ拒ムコトヲ得ズ。
- 第七 縣ハ實査ノ上申請者ニ間伐木明細表ヲ交付シ、間伐ノ實行並ニ之ガ處分ニツキ必要ナル指示ヲ爲スモノトス。申請者前項ノ指示ヲ變更セムトスルトキハ、豫メ縣ノ承認ヲ受クベシ。
- 第八 縣ノ調査ヲ受ケタル者間伐ヲ實行セムトスルトキハ、着手十日日前ニ第三號様式ノ着手届ヲ、其ノ終了シタルトキハ終了後十日以内ニ第四號様式ノ終了届ヲ知事ニ提出スベシ。
- 第九 縣ノ調査ヲ受ケタル者ハ間伐ヲ實行スル義務アルモノトス。
- 第十 左ノ場合ニ於テハ必要ナル行爲ヲ命ジ、又ハ縣ガ調査ノ爲支出シタル經費ノ全部、若ハ一部ヲ辨償セシムルコトアルベシ。
 - 一、豫定ノ事業ヲ中止シタルトキ。
 - 二、實行ガ縣ノ調査ト著シク相違アリタルトキ。
 - 三、調査後一ケ年以上経過セルモ實行セザルトキ。

- 四、本要項ニ依リ提出スル書類ニ虚偽ノ記載ヲナシ、其他不正行爲アリタルトキ。
- 五、本要項ニ違背シタルトキ。
- 第十一 本要綱ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ、森林所在地ノ市役所又ハ町村役場ヲ經由スベシ。

間伐調査申請書

番 號	所 在 地			樹 種	面 積	林 齡	備 考
	郡	市 町 村	大 字 字				

調査希望年月 昭和 年 月 日
 實行豫定年月 昭和 年 月 日
 右ノ通り間伐實行致度候ニ付實地調査相成度民有林間伐調査要綱ニ依リ別紙關係書類相添此段及申請候也
 昭和 年 月 日

住 所 氏 名

大分縣知事宛

- 注意 一、同一箇所ニテモ樹種ノ異ル毎ニ番號ヲ附シ、面積、林齡ヲ記載ノコト。
 二、第二號様式ノ見取圖ヲ添付ノコト。
 三、議決機關ノ議決ヲ要スルモノハ其ノ寫ヲ添付ノコト。
 四、社寺ノ申請ニハ神官住職氏子檀徒若ハ信徒トナルベキモノ連署ノコト。

(第二號様式)
見取圖

(第三號様式)

間伐着手届
所在地 郡市町村 大字 字 番地
調査面積 町段 歩
調査材積 樹種 材積
着手豫定年月日 昭和 年 月 日
日林第 號ヲ以テ御指示ノ事項遵守間伐實行致度候條此段御届候也
昭和 年 月 日 住所

(第四號様式)

大分縣知事宛
間伐終了届
所在地 郡市町村 大字 字 番地
實行面積 町段 歩
實行材積 樹種 材積
終了年月日 昭和 年 月 日
間伐材處分ノ方法
前記ノ通り實行致候條此段及御届候也
昭和 年 月 日 住所
氏名 氏名

大分縣知事宛

住所

氏

名 氏

木材販賣斡旋規程

- 第一條 木材ノ販賣斡旋ハ本規程ノ定ムルトコロニ依リ之ヲ行フ
- 第二條 木材ノ販賣受託分量ハ一口百石以上トス。但シ時宜ニ依リ一口百石未滿ノ材ト雖モ之カ販賣ヲ受託スルコトアルヘシ
- 第三條 木材ノ販賣ヲ委託セントスル者ハ第一號様式ノ申込書ヲ本會ニ提出スヘシ
- 第四條 前條ノ申込ヲ受ケタルトキハ審査ノ上諾否ヲ決定シ之ヲ委託者ニ通知ス。受託ノ場合ハ送材受後ノ方法及時期其他必要ナル事項ヲ指定ス
- 第五條 前條ニ依リ販賣受託ノ通知ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク指定ノ事業ヲ實行シ第二號様式ノ出材済届ヲ本會ニ提出シ検査ヲ受クヘシ
- 第六條 委託事項ノ變更又ハ取消ヲ爲サントスル者ハ豫メ本會ノ承認ヲ受クヘシ
- 第七條 委託者ハ委託物件ノ引渡完了迄自己ノ費用ヲ以テ之ヲ保管スヘシ
- 第八條 委託者止ムヲ得サル事情ノタメ第五條第一項ノ事業ヲ實行シ得サルトキハ委託者ノ申出ニ依リ本會之ヲ代行スルコトアルヘシ。前項代行ニ要シタル費用及其ノ期間中ニ生シタル損害ハ委託者ノ負擔トス
- 第九條 委託物件ノ造材規格、檢尺方法及材積計算方法等ハ本會ノ定ムルトコロニ依ル
- 第十條 委託者ハ物件ノ處分ニ關シ異議ヲ申立ルコトヲ得ス
- 第十一條 委託物件ノ賣上代金ハ買受人ヨリ受領後精算ノ上之ヲ委託者ニ交付スルモノトス。但シ物件取引賣前賣上見込金額ノ一部ヲ前渡スルコトアルヘシ
- 第十二條 販賣斡旋手数料トシテ委託者ヨリ一石當リ金拾五錢ヲ徴收スルモノトス。但シ時宜ニ依リ買受人ヨリモ同額ヲ徴收スルコトアルヘシ
- 第十三條 委託者本規程ニ違反シ又ハ事業不履行ノタメ本會ニ損害ヲ與ヘタル場合ハ本會ノ査定スル金額ヲ辨償スルノ責ニ任スルモノトス

(第一號様式)

木材販賣委託申込書

受渡場所	委託物件	備考
	樹種材種 見込材積	
昭和 年 月 日	委託者 住所 氏名 名印	一、出材所要見込日數
昭和 年 月 日	委託者 住所 氏名 名印	二、賣拂希望年月 年 月 日

右物件販賣斡旋御取計相成度貴會規則承諾ノ上申込候也

大分縣山林會長宛

(注意) (一)受渡場所ハ山床最寄驛又ハ港トス

(二)受渡場所ニ搬出濟ノ物件ヲ委託セントスルモノ及事業代行ヲモ委託セントスルモノハ其旨備考ニ記入スヘシ

(三)材種欄ハ搬出濟物件ヲ委託セントスルトキニ限り記入スルコトトシ切丸太、穂付丸太、柚角等ニ分記スヘシ

此ノ場合ニ於テハ樹種材種ノ異ル毎ニ見込材積ヲ分配シ樹種毎ニ小計、最後ニ合計ヲナスヘシ

(四)委託申込ニ付議決機關ノ議決ヲ要スルモノハ其議決書ノ謄本ヲ添付スヘシ

(第二號様式)

販賣委託物件出材濟届

曩ニ販賣委託致置候物件(ノ内)左記ノ通り出材ヲ了シ候條御検査相成度此段及御届候也

昭和 年 月 日

委託者 住所 氏名

名印

大分縣山林會長宛

記

出材濟月日	出材場所	樹種	材種	見込材積	備考

(注意) 樹種欄以下ノ記載方ハ第一號様式ノ該當ヶ所ノ分ニ同シ

木材販賣斡旋取扱要綱

第一 パルプ資材及杭木ノ造材規格檢尺方法及材積計算方法ハ左ノ各號ニ依ル。但シ必要アル場合ハ別ニ之ヲ定ムルコトアル

一 長サ (イ) パルプ資材

三、七、十、十四尺ヲ定尺トスルモ採材ノ都合上止ムヲ得サルトキハ三尺ヨリ十四尺マテ五寸飛ビトス。但シ必要アル場合ハ延寸ヲ附ス

(ロ) 杭木

三、五、六、七、八、十尺トス

二 徑 (イ) パルプ資材

長サ三尺以上ノモノハ二寸ヨリ八寸マテ、長サ七尺以上ノモノハ一寸五分ヨリ八寸マテ、長サ十尺以上ノモノハ一寸五分ヨリ七寸マテトス

(ロ) 杭木

各長サノモノ一寸ヨリ八寸迄トス

三 剝皮 (イ) 松

各長サノモノ一寸ヨリ八寸迄トス

四 製品ニハ左ノ缺點ヲ存セサル様造材スヘシ

(イ) パルプ資材

- (一) 立枯木ヨリ採材セルコト
- (二) 虫害、腐レ、燒ケ、空洞、入皮等顯著ナルモノアルコト
- (三) 杭木
- (四) 元口ト末口ノ徑ノ差カ長サノ三%ヲ超ユルコト
- (五) 末口ノ長徑ト短徑トノ差カ短徑ノ三%ヲ超ユルコト
- (六) 曲ノ内曲面ノ最大矢高カ末口又ハ元口ヨリ長サノ四分ノ一以内ノ位置ニアル場合ハ其矢高カ末口ノ最小徑ノ三%ヲ超ユルコト、其他ノ部分ニアル場合ニ於テハ同シク五%ヲ超ユルコト、並ニ重曲材ニアリテハ其ノ總和カ同シク五%ヲ超ユルコト
- (七) 木口割、目廻リ又ハ顯著ナル入皮アルコト
- (八) 節落シセサルコト
- (九) 斜切セルコト
- (十) 枝木又ハ立枯木ヨリ採材セサルコト
- (十一) 檢尺ハ受渡場所ニ於テ本會ト委託者ト立會ノ上左ノ方法ニ依リ之ヲ行フモノトス。但シ委託者立會セサルトキハ本會ニ於テ之ヲ行フコトアルヘシ
- (十二) 檢尺ニ要スル經費ハ委託者ノ負擔トス
- (十三) (イ) 長サ 末口ト元口トヲ結ブ最短直線ノ長サヲ測リ端數切り捨テトス
- (十四) (ロ) 徑 末口ノ最短徑ヲ五分飛ビニ測リ端數切り捨テトス。但シ末口ガ分岐、瘤等ノタメ正常ナラザルモノハ最狭部ニ於テ測定ス
- (十五) 六 委託者ハ檢尺ヲ終リタル材ノ末口ニ左ノ記號ニ依リ其ノ檢尺徑ヲ記入スヘシ
- (十六) 一寸 一寸五分 二寸 二寸五分 三寸 三寸五分 四寸 四寸五分 五寸 五寸五分
- (十七) 七 材積計算ハ左ノ方法ニ依ル
- (十八) 六寸以上ハ五寸、五寸五分ノ記號ニ準シ數字ヲ記入ノコト
- (十九) 材積ハ末口徑ノ自乘ニ長サヲ乘シテ計算シ十立方尺ヲ以テ石トシ石未滿ハ第五位ヲ四捨五入シテ第四位ニ止ム
- (二十) 第二 バルブ資材及杭木以外ノ造材規格、檢尺方法及材積計算方法ハ必要ノ都度之ヲ定ム

392
208

昭和十四年三月廿五日印刷
昭和十四年三月卅一日發行
(非賣品)

發行者 大分縣
大分市碩田橋通九二五
印刷者 高山通男
大分市碩田橋通九二五
印刷所 高山活版社

